

# 少年法改正の概要

## 第1 少年事件の処分等の在り方の見直し

### 1 刑事処分可能年齢の引き下げ

検察官送致可能年齢の制限をなくし、刑事処分可能年齢を16歳から14歳に引き下げた。(20条1項)

### 2 重大事件の原則検察官送致

犯行時16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件については、検察官送致決定をしなければならない。ただし、調査の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。(20条2項)

### 3 保護者の責任の明確化

家庭裁判所は、必要があると認めるときは、保護者に対し、調査又は審判において、自ら訓戒、指導その他の適当な措置をとり、又は家庭裁判所調査官に命じてこれらの措置をとらせることができる。(25条の2)

## 第2 事実認定手続の適正化

### 1 裁定合議制度の導入

裁判所法31条の4の改正により、家庭裁判所における少年審判、家事審判及び少年の福祉を害する成人の刑事事件の裁判に、裁定合議制度を導入する。

### 2 検察官及び弁護士である付添人が関与した審理の導入

① 家庭裁判所は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪及び短期2年以上の懲役又は禁錮に当たる罪の事件の事実認定の手続に、検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもって、審判に検察官を出席させることができる。(22条の2)

② 家庭裁判所は、検察官出席決定をした場合において、少年に弁護士である付添人

がないときは、弁護士である付添人(国選付添人)を付する。(22条の3)

### 3 抗告受理申立制度

検察官は、検察官出席決定があった事件について、その審判の決定に、非行事実の認定に関し、決定に影響を及ぼす法令の違反又は重大な事実の誤認があることを理由として、高等裁判所に対し、2週間以内に、抗告審として事件を受理すべきことを申し立てることができる。(32条の4)

### 4 観護措置期間の延長等

① 証人尋問等を行うものについて、少年を収容しなければ審判に著しい支障を生じるおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合には、観護措置期間は、4週間を超えて8週間まで更新することができる。(17条4項)

② 少年、その法定代理人又は付添人は、観護措置決定等に対する異議の申立てができる。(17条の2)

### 5 保護処分終了後における救済手続の整備

少年が生存中は、保護処分終了後であっても、非行事実のなかったことを認め得る明らかな資料を新たに発見したときには、保護処分を取り消さなければならない。(27条の2第2項)

## 第3 被害者に対する配慮の充実

### 1 被害者等による記録の閲覧・謄写

損害賠償請求権の行使のため等正当な理由がある場合には、被害者等に対し、非行事実に係る記録の閲覧又は謄写を可能とする。(5条の2)

### 2 被害者等の申出による意見の聴取

家庭裁判所は、被害者等から事件に関する意見の陳述の申出があるときは、自らこれを聴取し、又は家庭裁判所調査官に命じてこれを聴取させるものとする。(9条の2)

### 3 被害者通知制度

家庭裁判所は、終局決定後に被害者等から申出があるときは、審判の結果等を知するものとする。(31条の2)